

在日外国人に関わる教育における指導の指針

令和6（2024）年2月

大阪府教育庁

国際社会においては、昭和23（1948）年に国連総会において世界人権宣言が採択されて以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ児童の権利に関する条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

大阪府においては、世界人権宣言、国際人権規約、人種差別撤廃条約及び児童の権利に関する条約、憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例等の精神にのっとり、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざすべく、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を発展させてきた。

人権尊重の教育については、かねてから「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」や「府立学校に対する指示事項」「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に基づき、人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、同和問題（部落差別）、障がい者、在日外国人、ジェンダー平等などに係る様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進することで、差別をしない、差別を許さない実践力を身につけた幼児・児童・生徒の育成に努めてきた。

とりわけ、在日外国人に関わる教育について、これまで大阪府では、異なる文化、習慣、価値観等をもった幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を進めてきた。その教育は、日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで、在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒が偏見や差別の対象とされ、自らの誇りをもつことが困難であった状況に端を発する。そうした状況のもと、当該幼児・児童・生徒がアイデンティティを確立することができるよう、差別解消に向けた集団づくり、本名指導、課外の自主活動、進路指導、教職員研修等の取組みを進めてきた。さらに、これらの取組みを基盤とし、様々な国・地域につながりのある幼児・児童・生徒を支援する取組みを広めてきた。しかしながら、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチや、在日外国人の厳しい就業状況や雇用条件等が社会的な問題になるなど、在日外国人に対する偏見や差別は依然として存在し、当該幼児・児童・生徒が自信や誇りをもって学校生活を営み、自己実現を図るうえで課題となっている。

さらに、近年は在日外国人幼児・児童・生徒の在籍状況が大きく変化しており、新たに渡日する幼児・児童・生徒が増加し、その国籍が多様化している。渡日した幼児・児童・生徒の中には、日本語の習得に困難があり、日常的な会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではないなど、学習活動への参加に支障をきたす人も少なくない。そのため、当該幼児・児童・生徒が、日本語を用いて学校生活に適應するとともに学習に取り組むことができるよう、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな日本語指導の充実が課題となっている。また、渡日した幼児・児童・生徒については、他の幼児・児童・生徒が経験していない異文化での貴重な生活経験をもっているが、その経験を通じて身につけた見方や考え方、外国語の能力等を生かして自己実現を図ることができるよう、母語・母文化に対する学びの支援も課題となっている。

グローバル化がますます進展する中、これらの課題を解決するためには、学校内外の様々な教育活動を通じて、すべての幼児・児童・生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学びあうことができるよう、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく取組みを一層進めていく必要がある。

以上の観点から、大阪府における国際理解教育・在日外国人教育のさらなる充実を図るべく、下記のとおり、在日外国人幼児・児童・生徒¹に関わる教育における指導の指針を示し、府内の各学校において、教職員が人権尊重の精神に基づき、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる指導の内容や方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を推進することをめざすものとする。

なお、指導に当たっては、教育の中立性を確保し、主体性をもって行うとともに、保護者・地域住民にも十分な理解を得るよう配慮することとする。

記

1. 異なる文化や習慣、価値観等をもった幼児・児童・生徒が、互いに違いを認めあい、ともに生きる態度を身につけることができるよう指導に努めること。その際、すべての幼児・児童・生徒が、在日外国人幼児・児童・生徒が在籍している歴史的経緯又は社会的背景について知り、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等について理解を深め、民族的偏見や差別を許さない態度や行動力を育むことができるよう、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて、指導の内容や方法の工夫に努めること。
2. 在日外国人幼児・児童・生徒が、自らのルーツのある国・地域に関わる歴史的・文化的な背景に誇りをもち、アイデンティティを確立することができるよう指導に努めること。その際、在日外国人幼児・児童・生徒が、自尊感情を育み、自己実現を図ることが重要であるという認識のもと、当該幼児・児童・生徒が、アイデンティティの確立に関わる本名を使用することができる環境の醸成に努めること。
3. 新たに渡日する幼児・児童・生徒が増加し、その国籍が多様化する中、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒については、学校生活への円滑な適応と教育活動の参加に支障が生じないよう、日本語指導の充実に努めること。その際、母語・母文化に対する学びの支援の重要性についても認識すること。
4. 在日外国人幼児・児童・生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、キャリア教育・進路指導の充実を図り、関係諸機関と連携しながら適切な指導に努めること。
5. 教職員が人権尊重の精神に基づき、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる指導の内容や方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を推進することができるよう、教職員研修の充実に努めること。

¹ 出入国管理及び難民認定法において、「外国人」とは「日本の国籍を有しない者」とされているが、この中には、日本で生まれ育った幼児・児童・生徒も含まれている。また、日本国籍を有する幼児・児童・生徒の中にも、外国から帰国して間もなかったり、その保護者が外国籍であったりする人がいる。以上の幼児・児童・生徒についても、外国籍の幼児・児童・生徒と同様の課題を抱えている場合があると考えられることから、本指針における指導の対象とする。

在日外国人に関わる教育における指導の指針（解説）

1. 異なる文化や習慣、価値観等をもった幼児・児童・生徒が、互いに違いを認めあい、ともに生きる態度を身につけることができるよう指導に努めること。その際、すべての幼児・児童・生徒が、在日外国人幼児・児童・生徒が在籍している歴史的経緯又は社会的背景について知り、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等について理解を深め、民族的偏見や差別を許さない態度や行動力を育むことができるよう、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて、指導の内容や方法の工夫に努めること。

これまで府内の学校では、日本と韓国・朝鮮との歴史的経緯により日本で生まれ育った韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒をはじめ、中国、ベトナム、フィリピン、ネパールなど様々な国・地域につながる幼児・児童・生徒が学んできた。また、近年は外国人数の増加や多国籍化などに伴い、より多様な国・地域につながる幼児・児童・生徒が学んでいる。

大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国籍・朝鮮籍の人である²。全国の韓国籍・朝鮮籍の人々のうち大阪で暮らす人々の割合は約2割であり、大阪が最も多い都市となっている³。韓国籍・朝鮮籍の人々の中には、日本が明治43（1910）年の韓国併合を通じて植民地支配を進めたという歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫が含まれる。戦後、様々な事情により日本にとどまることになったが、その後の制度改正により、日本国籍を喪失し、外国籍とされた。

また、昭和47（1972）年の日中国交回復以後、中国残留邦人⁴の帰国が増加した。さらに、昭和50（1975）年のベトナム戦争終結以後、インドシナ難民⁵の渡日が増加した。加えて、1980年代以降、就労、留学、国際結婚など様々な理由により、中国、ベトナム、フィリピン等から渡日する人々や、ブラジル、ペルーから渡日する日系人⁶が増加した。近年では、平成31（2019）年4月の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、新たな在留資格「特定技能」が創設された⁷ことなどにより、ベトナムをはじめインドネシア、フィリピン、中国等から渡日する人々が増加している。

こうした状況の中、教育現場においても、外国につながる幼児・児童・生徒が、攻撃やからかいの対象とされ、「国へ帰れ」「○○人」と言われるなどの差別事象が発生し続けており、多文化共生の教育を進めるうえで課題となっている。

以上の状況を踏まえ、これからの社会を担う幼児・児童・生徒が、在日外国人幼児・児童・生徒がともに学んでいる背景や現状について理解しながら、互いに違いを認めあい、ともに生きる社会を築いていこうとする態度を身につけることが大切である。各学校においては、すべての幼児・児童・生徒が、発達の段階に応じて、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等についてともに学ぶことができるよう、教育課程の編成・実施、課外の自主活動（民族学級、国際クラブ等）及び関係諸機関との連携等を通じて、その環境づくりに努めることが重要である。また、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる偏見や差別をなくすため、これまでの取組みを発展させながら、すべての幼児・児童・生徒が互いを認めあうことのできる集団づくりを進めていくことが大切である。

² 令和4（2022）年6月現在。法務省「在留外国人統計」より。

³ 同上。

⁴ 「昭和20（1945）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）には、開拓団など多くの日本人が居住していましたが、同年8月9日のソ連軍の対日参戦により、戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等により多くの方が犠牲となりました。このような中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることになった方々を「中国残留邦人」といいます。」（厚生労働省ホームページより）

⁵ 「1975年のベトナム戦争終結に相前後し、インドシナ3国（ベトナム・ラオス・カンボジア）では新しい政治体制が発足し、そうした体制になじめない多くの人々が、その後数年に亘り、国外へ脱出しました。これらベトナム難民、ラオス難民、カンボジア難民を総称して、「インドシナ難民」と呼んでいます。」（外務省ホームページより）

⁶ 「1990年に入管法が大きく改正され、（中略）日系人についての位置づけも明確化された。すなわち、入管法改正以前には、ブラジル、ペルーなど南米諸国から多く来日していた日系人について、日系二世（日本人の子であるが、日本国籍を有しない者）については「日本人の配偶者又は子」として、日系三世については「法務大臣が特にその在留を認める者」として、それぞれ入国・在留・就労が認められていたが、日系三世の場合、祖父母が日本国籍を有していることを本国で立証することは容易でなかったため、「短期滞在」の査証で来日、入国後に個別に在留資格の変更手続を行って在留・就労するケースも少なくなかった。入管法改正により、在留資格が整備・拡充され、「定住者」という就労活動に制限のない在留資格が創設される中で、日系三世にも当該在留資格が付与されることが明示された。」（厚生労働省ホームページより）

⁷ 「深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）」（出入国在留管理庁ホームページより）

2. 在日外国人幼児・児童・生徒が、自らのルーツのある国・地域に関わる歴史的・文化的な背景に誇りをもち、アイデンティティを確立することができるよう指導に努めること。その際、在日外国人幼児・児童・生徒が、自尊感情を育み、自己実現を図ることが重要であるという認識のもと、当該幼児・児童・生徒が、アイデンティティの確立に関わる本名を使用することができる環境の醸成に努めること。

在日外国人幼児・児童・生徒が、将来にわたって自分らしさを発揮し、自らに誇りをもって自己実現を図ろうとする態度を身につけるためには、当該幼児・児童・生徒が、学校生活において、自らのルーツのある国・地域に関わる歴史的・文化的な背景や、その中で培ってきた経験を大切にしながら、よりよい人間関係を築いていくことを通じて、自身のアイデンティティを確立していくことが大切である。

また、在日外国人幼児・児童・生徒がアイデンティティを確立していくうえで、本名を大切にすることは、本人にとって非常に大きな意味をもつ。そのため、各学校においては、当該幼児・児童・生徒が本名を名のり、本名で呼ばれるような環境の醸成に努めることが重要である。その際、在日外国人幼児・児童・生徒が本名を使用することは本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であり、そのことをすべての幼児・児童・生徒が理解することができるよう、必要な取組みを行うことが求められる。とりわけ、当該幼児・児童・生徒に対しては、その保護者等も交えて本名使用の意義について十分に話し合うなど、きめ細かな支援に努めることが大切である。

在日外国人幼児・児童・生徒の本名使用に関わる指導や支援に当たっては、日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで、在日韓国・朝鮮人の方が本名を名のることが困難とされてきたことなどから、現在においても、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の中には、差別を避けるなどするため、日本名（通称名）で生活する人がいることに留意し、本名を使用することのできる環境の醸成に努める必要がある。

3. 新たに渡日する幼児・児童・生徒が増加し、その国籍が多様化する中、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒については、学校生活への円滑な適応と教育活動の参加に支障が生じないよう、日本語指導の充実に努めること。その際、母語・母文化に対する学びの支援の重要性についても認識すること。

外国人数の増加や多国籍化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化する中、府内の学校では、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒が在籍している。当該幼児・児童・生徒の指導に当たっては、日本語教育に係る教材及び指導方法並びに教職員研修を一層充実させるとともに、「日本語教育の推進に関する法律」の基本理念に基づき、一人ひとりの日本語能力の実態に応じた「特別的教育課程」の編成・実施に努めることが重要である。

同時に、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒のアイデンティティの確立や日本語の習得のためには、母語・母文化を尊重した取組みが重要であることから、授業や課外において当該国・地域の言語や文化の学習機会を設けることなどにも配慮することが求められる。

一方、他の幼児・児童・生徒についても、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒とともに学ぶことを通じて、互いの長所を認め、多様な価値観や文化的背景について理解する姿勢を育てることが大切である。このような相互啓発を通じて、すべての幼児・児童・生徒が、互いに尊重しあう態度を育て、国際理解や多文化共生の意識を育むことが期待される。

4. 在日外国人幼児・児童・生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、キャリア教育・進路指導の充実を図り、関係諸機関と連携しながら適切な指導に努めること。

在日外国人幼児・児童・生徒に対するキャリア教育・進路指導に当たっては、当該幼児・児童・生徒が、自らのアイデンティティを確立しながら自尊感情を育むとともに、将来の職業や生活に希望をもって自己実現を図ろうとする態度を身につけることが求められる。そのため、当該幼児・児童・生徒が、複数の言語や文化、価値観のもとに生まれ育った経験を生かしたり、身近なロールモデルに出会ったりしながら、自らの在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、異文化理解や多文化共生の考え方にに基づき、学校の教育活動全体を通じて、組織的かつ計画的な指導や支援を行うことが大切である。

また、組織的かつ計画的な指導や支援を円滑に行うために、小学校・中学校・高等学校等を通じた指導や支援の充実が重要である。在日外国人幼児・児童・生徒が多様な背景や環境のもとに育ってきた実情を把握するため、状況に応じて小学校・中学校・高等学校等が連携し、必要な情報の共有に努めることが望まれる。加えて、小学校・中学校等への就学においては、すべての在日外国人幼児・児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう、日本語以外の言語による就学案内等の徹底や就学状況の把握等、市町村における取組みの推進が期待される。さらに、高等学校等への進学においては、中学校等における早期からの進路ガイダンスや進路相談が必要であり、併せて、府においては、外国につながる生徒が、入学者選抜において自らの経験や能力を生かすことができるよう、「海外から帰国した生徒の入学者選抜」や「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の取組みを推進することが求められる。

一方、高等学校等における進路指導については、進学や就職等、卒業後の多様な進路実現に向けたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。その際、在留資格、国籍、日本語能力、言語的・文化的な背景、進学費用、奨学金の申請条件等、様々な観点に留意する必要がある。こうした事項等を踏まえ、教職員が、保護者や関係諸機関等と連携しながら、在日外国人生徒に対し、進路実現に関わる情報の適切な把握と提供に努めることが求められる。なかでも、在日外国人が日本で生活するために必要な在留資格については、当該児童・生徒に対する適切な進路指導を行うに当たり、欠かせない情報となる。とりわけ、高等学校等においては、在留資格の把握が在日外国人生徒の希望に応じた進路実現を支援するうえで必要であるという認識のもと、当該生徒に対し、入学後早期に在留資格を確認するよう努めることが大切である。

なお、これまで大阪府教育庁では、生徒一人ひとりの人生に大きな影響を与える就職に当たっては、いかなる差別も許されないという認識のもと、関係諸機関とともに公正採用選考の趣旨を徹底し、その実現を図ってきたところである。各学校においては、進路指導担当教職員を中心に在日外国人の雇用、就職問題等についての研修を深めるとともに、公共職業安定所や事業所との連携を密にして、進路選択の機会均等が保障されるよう努めることが重要である。

5. 教職員が人権尊重の精神に基づき、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる指導の内容や方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を推進することができるよう、教職員研修の充実に努めること。

上記「1」から「4」までの観点を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を推進するためには、教職員が人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進することが必要である。

そのため、教職経験年数に関わらず、管理職をはじめとするすべての教職員が、校内外の研修を通じて、自らの人権感覚を高めるとともに、研修で得た知識や考え方等をもとに自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、日々の教育活動を行うことが求められる。

在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育の充実を目的とした教職員研修においては、幼児・児童・生徒の人格形成に深く関わる教職員自らが、諸外国や諸民族の歴史、文化等について十分に理解するとともに、人権尊重の精神に基づき、在日外国人に対する偏見や差別を許さない態度を身につけることが大切である。また、在日外国人幼児・児童・生徒の人権を尊重した指導の内容や方法等について教職員間の共通理解を深めるとともに、関係諸機関と連携しながら、必要な資料の収集や教材の研究を行うことなどが重要である。